

# 公益社団法人岡山県鍼灸師会

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岡山県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山市北区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧学術の進歩発展のため学術的研究を行い、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の資質向上に努めるとともに、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧業務を通じて地域住民の健康保持と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧学術の医学的研究に関する事業
- (2) はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の生涯研修及び資質向上に関する事業
- (3) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧知識の振興及び普及に関する事業
- (4) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧術を通じての社会奉仕活動に関する事業
- (5) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の療養費払いの適正な運用に関する事業
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第5号の事業は、岡山県において行なうものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は公益目的事業の推進に資するため、会員相互扶助に関する事業及びその他これに関連する事業を行なう。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師のいずれかの免許を有し、この法人の事業に賛同し入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議（以下、「特別決議」という。）により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名をする旨を通知し、かつ、会員総会

において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけたとき、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を正当な理由がなく1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の資格を失ったとき。
- (4) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

## 第4章 会員総会

#### (構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。ただし、賛助会員については議決権を有しない。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議によって行なう。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決

権を行使し、又は他の会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事8名以上18名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
  - 3 会長以外の理事は副会長、総務部長、財務部長を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 監事のうち1名は、会員外の者としてすることができる。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(顧問)

- 第28条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、理事会の諮問に応え、適宜意見を具申する。
  - 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
  - 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職（招集）

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

(委員会)

第34条 会長は、必要に応じて委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき別に規則で定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第39条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

## 第10章 補則

(その他)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第10

- 6条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、内田輝和とし、最初の業務執行理事は木多義則、中原眞行、國安俊成、落吉生、赤枝壽士、才野優一、馬場みずほ、西谷典人、大町成人、藤原秀雄、山口大輔、福原隆行、市村由美子、吉田和彦とする。
  - 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成26年3月20日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の規定に基づき公益認定を受け、同年4月1日移行登記をもって施行。

平成31年 4月 1日改正

令和 2年 9月27日改正

令和 3年 6月20日最終改正

これは、公益社団法人岡山県鍼灸師会の定款に相違ないことを証します。

令和 年 月 日

岡山市北区本町5番20号  
公益社団法人岡山県鍼灸師会  
代表理事 内田輝和

# 公益社団法人岡山県鍼灸師会

## 定款施行規則

### 第1章 組織編成

(地区師会)

第1条 この法人は、会員の連絡体制として県内を本人の住所により、岡山地区、備前地区、備中地区、美作地区に分割する。

(地区責任者)

第2条 地区の代表として地区責任者を置くことができる。

2 地区責任者は理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。

第3条 地区責任者は地区内各師会を総括し、その連絡協調を図る。

### 第2章 会員

(会員の種別)

第4条 正会員の種別を次の通りとする。

(1) A会員：開業している者

(2) B会員：(1)以外の者

(入退会の申込書)

第5条 定款第7条及び第9条の規定による入会申込書及び退会届の様式は、理事会が定める。

### 第3章 会費入会金等の賦課及び徴収

(会費及び入会金の率並びに額)

第6条 会費及び入会金の額は、総会において定める。

(会費の納入)

第7条 会費は、年度初めに納入しなければならない。

(休会)

第8条 長期病気療養・出産・介護等で6ヵ月以上休業を要する者で、理事会において承認された会員は、会費納入について2年を限度として免除し、休会することができる。

2 休会中は議決権はもたない。

3 休会が2年を越え、会費納入を履行しなかったときは、定款第11条により、会員資格を喪失する。

4 休会事由が消滅した際は速やかに連絡し、その後復会したものとみなす。

## 第4章 委員会

(選挙管理委員会)

第9条 本会には選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は理事以外の2名とし、会員から理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 任期は2年とし、再選を妨げない。

(会長諮問委員会)

第10条 定款第34条第1項の規定により、会長が設置する委員会は、会長の諮問に応じて特別の事項につき審議する。

2 前項の委員会の委員の数及び選任については、会長が定め委員長は会長が指名する。

3 第1項の委員会は、諮問された事項以外にわたり審議することができない。

(委員会の職務及び権限)

第11条 委員会は、委員長が必要に応じ随時招集する。

第12条 委員長は、委員会の秩序を保持し、委員会の議事を整理する。

2 委員長は、委員会の経過及び結果を会長又は理事会にそれぞれ報告しなければならない。

(委員会の定足数)

第13条 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の解散)

第14条 委員会の審議事項が終了した時、会長はこれを解散させることができる。

## 第5章 役員を選任

(役員を選任)

第15条 定款第22条による役員を選任はこの規定による。

- 2 総会において選挙による選任を議決したときは、別に定めるところによって選挙を施行し選任する。

## 第6章 慶弔・疾病・罹災時における金品贈呈に関する事

第16条 会員の慶弔、長期の疾病及び罹災等の場合、理事会の協議を経て、金品を贈呈するものとする。なお、弔意については、次のとおりとする。

- (1) 役員死亡10,000円と弔電。
- (2) 会員死亡5,000円
- (3) 役員経験者は(1)号に準ずる。
- (4) 1か月を超える疾病等による入院については5,000円
- (5) 罹災したものは罹災証明書をもって支給対象とする。
- (6) その他の場合は会長の指示によるものとする

## 第7章 雑則

(規則の改正)

第17条 この施行規則は、理事会の議決を経なければ、改正することができない。

## 附則

### (施行期日)

この施行規則は、公益社団法人岡山県鍼灸師会定款の施行の日から施行する。

平成26年	3月20日	設立認定
平成26年	4月1日	移行登記をもって施行
平成31年	4月1日	定款改正
令和2年	3月15日	施行規則改正
令和2年	9月27日	定款及び施行規則改正

# 公益社団法人岡山県鍼灸師会

## 表彰規程

### (総則)

第1条 公益社団法人岡山県鍼灸師会（以下「本会」という）定款第4条第6号の表彰事業の実施については、この規程によるものとする。

### (目的)

第2条 この規程は、本会が鍼灸医学の研究のさらなる発展に資するために鍼灸医学に貢献した個人、団体の業績を表彰する制度を定めるものである。

### (表彰事由)

第3条 次の各号に該当する個人・団体がある時は、理事会のもと表彰委員会で審議の上表彰する。

- (1) 会の資質、運営、業績向上に著しく寄与した者。
- (2) 国家的、社会的に功績があり、本会の名を高揚する行為のあった者。
- (3) 会員の模範となる行為、又は業績をあげ、表彰に値すると認められた者。
- (4) 永年会員であった者。
- (5) 鍼灸医学に関して将来の活躍が期待される業績をあげた個人。
- (6) その他、前各号に準ずる行為のあった者。

### (会員永年従事者表彰)

第4条 会員で従業年数が30年、50年、70年（入会10年以上）に達した者には、会員永年従事者表彰を行う。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は審議の上、功勞、功績、篤行の程度に応じて賞状、賞品又は賞金を授与して行う。

### (表彰の推薦・決定)

第6条 表彰の対象者がある場合は、会長が理事の中から3名、表彰委員（委員長1名、委員2名）を選任して、表彰委員会を開催する。

- 2 表彰委員会は対象者を審議し、過半数をもって推薦する。尚、表彰者の決定は、

理事会で行うものとする。

(表彰者の公表)

第7条 表彰者は、全会員及び会外部の関係者にも公表することを原則とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うことができる。

附則

- 1 この規程は平成27年4月1日から実施する
- 2 令和2年3月15日 改正
- 3 令和2年9月27日 改正